

令和4年度静岡県地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

市町名 森町

事業メニュー	結婚新生活支援事業										
区分	結婚新生活支援										
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)										
個別事業名	森町結婚新生活支援補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規								
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 年度								
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,100,000		円								
市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>【地域の実情及び課題】 森町の人口(国勢調査)は1995年の21,321人をピークに減少に転じている。社人研の推計によると、当町の人口は、2015年以降も続き、2060年では約10,000人となり、ピーク時の人口から約半数にまで減少するものと見込まれている。 人口減少の大きな要因である少子化の進行は、未婚化・晩婚化の進行や第1子出産年齢の上昇、長時間労働、子育て中の孤立感や負担感が大きいことなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、きめ細かい少子化対策を網羅的に推進することが重要であることから、妊娠・出産、子育て支援というこれまでの段階に加え、その前段階である結婚への支援も含め、一人一人の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが求められている。</p> <p>【位置づけ】 未婚者で結婚の意思がある町民の割合が69.8%ある一方で、未婚率が高い状況を改善していくために、結婚や出産、子育てについての意識を啓発し、将来の出生数の向上を図る。そして若い世代がそれらを前向きに捉え、相談できる体制を整えるため、「第2期総合戦略における基本目標1『ひと』を育む施策の展開方向(2)『若い世代の結婚・出産に対する意欲喚起』」において ①結婚相談・婚活支援 ②若年者への結婚・出産の啓発 ③結婚支援 ④出産支援 の取り組みを行うこととしている。本事業については、上記取組の③に位置づけられる。</p>										

(個別事業の内容) ※(注)3

1. 概要

【補助対象要件】

・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が 400万円未満	<input type="checkbox"/>	市町独自 基準の場合
・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢 が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	市町独自 基準の場合

【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。

一般 コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	市町独自 基準の場合
-----------	--------------------------	---------------	--------------------------	---------------

都道府県 主導型 コース	29歳以下 の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	市町独自 基準の場合
	39歳以下 の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	市町独自 基準の場合

【その他独自要件】

夫婦いずれも町税の滞納が無いこと。

2. ①申請見込み世帯数	5		世帯
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	2	世帯
	左記以外	3	世帯

【積算根拠】

【件数の積算根拠】

29歳以下 2件(支給見込世帯数) × 60万円(補助上限額) × 2/3(補助率)=80万円
 39歳以下 3件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) × 2/3(補助率)=60万円
 県内町における令和2年度結婚新生活支援事業の実績を参考とした。(吉田町7件、小山町2件)
 9件(吉田町7件、小山町2件)/2町=4.5件=5件

【29歳以下の積算根拠】

令和3年度に創設した、町単独事業「住もうよ森町新婚さん応援金」(結婚新生活支援事業から所得要件を無くし、対象費用に家具家電と車両費を追加拡充したもの。)の実績(R3/1/24時点)から積算。

交付決定19件の内、夫婦共に29歳以下が7件であったため、その割合は36.8%
 総件数の見込み5件 × 36.8% = 1.84 = 2件

令和3年度
見込世帯数

②継続補助の見込 対象経費支出予定額		世帯 円
-----------------------	--	---------

3. 広報の実施予定

住民生活課窓口・定住推進課窓口でのチラシ配架、町広報誌・町内回覧への掲載、町HP・町公式LINE・同報無線での情報発信、町内企業(金融機関・有力企業)へのチラシ配布・ポスター掲出

個別事業の内容

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	未就学児童(6歳未満数)	人	748 (R4)	714 (R2)
	ファミリーサポートセンター子育て会員数(依頼会員・協会員・両方会員)	人	122 (R4)	97 (R2)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.39 ((H25~H29) 厚生労働省:R2公表値)	
	婚姻件数	件	47 ((H30) 静岡県人口動態統計:R2公表値)	
	婚姻率	%	2.6 ((H30) 静岡県人口動態統計:R2公表値)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県施設等へのチラシ配架依頼、県サイトでの情報発信 県が作成した父子手帳を母子手帳とともに配布、町主催の生涯学習におけるジェンダー講座等で県の子育て支援策の周知を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内企業へのポスター掲出及びチラシ配布等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業 又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの市町における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、市町の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各市町は少なくとも令和4年度終了時点で、各市町において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各市町の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、市町における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各市町において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。